

金融機関店舗等に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例(平成16年神奈川県条例第65号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、金融機関の店舗その他の施設及び深夜商業施設(以下「金融機関店舗等」という。)の犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法を示すことにより、金融機関店舗等における安全の確保を目的とする。

2 対象施設

この指針における対象施設は、次のとおりとする。

(1) 金融機関の店舗その他の施設

ア 金融機関店舗

イ 金融機関店舗外のブースに設置又は客室、機械室がなく、単体でコンビニエンスストア等の店舗内に設置される現金自動預払機及び現金自動支払機(以下「現金自動預払機」という。)

(2) 深夜商業施設

次に掲げる事業を主たる事業とし、深夜(午後10時から午前6時までの間をいう。)において営む店舗

ア 百貨店、総合スーパーその他の各種商品小売業

イ コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る。)

ウ ガソリンスタンド

エ 書籍・雑誌小売業

オ 音楽・映像記録物賃貸業

3 基本的な考え方

(1) この指針は、金融機関店舗等を営業し、又は管理する者に対し、店舗等における安全を確保するための具体的方策等を示し、犯罪の防止に配慮した自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。この趣旨は、条例におけるこの指針の関連条文についても共通である。

(2) この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。

(3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 金融機関の店舗その他の施設における犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法

1 店舗の構造

(1) 店舗内外の見通しの確保

ア 店舗周辺及び来客用ロビーは、見通しを確保し、監視性を高める構造とする。

イ 来客用出入口は、極力限定し、事務所からの見通しが良い位置とする。

(2) ロビーと事務室の分離

ア 来客用ロビーと事務室は、容易に乗り越えることのできない構造のカウンター等で区分する。

イ 来客用ロビーと事務室との交通のための出入口には、来客用ロビー側からは容易に開放できず、かつ、容易に乗り越えることのできない扉を設ける。

ウ 金庫、出納など多額の現金を取り扱う場所は、来客用ロビー側から見えないように工夫する。

2 防犯設備

(1) 店舗外周、来客用出入口、通用口、来客用ロビー、事務室、ATMコーナー、夜間金庫その他必要箇所に防犯カメラを死角部分がないように設置する。

(2) 扉は、強固なものとし、主錠のほか補助錠及び警報装置を設置するとともに、通用口には、のぞき窓、ドアスコープ、インターホン、防犯カメラ、照明器具等の来訪者確認のための設備を設ける。

(3) 各階の窓には、状況に応じ鉄格子、シャッター、警報装置その他の侵入防止装置を設ける。

(4) 110番直結の通報装置並びに店舗内又は店舗外に異常を知らせるための警鳴装置を設ける。

3 管理方法

(1) 防犯体制の確立

ア 各店舗ごとに管理職の防犯責任者を置き、職員に対する防犯指導、防犯設備の点検・整備、防犯マニュアルの策定、防犯訓練の計画・実施、現金輸送計画の策定、警察署等との連携や情報交換などを行う。店舗の規模、営業形態等に応じて副責任者を指定し、防犯責任者の補助に当たらせる。

イ 店舗の規模や営業形態等に応じて職員を指定し、あるいは警備業者に委託して、警戒専従員を来客用出入口、来客用ロビー等に配置する。

(2) 警戒要領

ア 開店中

警戒専従員はもとより、職員は常に店舗外周、来客用出入口、来客用ロビー等の警戒に配慮するとともに、来店客等に対する積極的な声かけを行う。また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。

イ 閉店時

警戒専従員は、特に来客用出入口又はその周辺に位置し、警戒を行う。

ウ 閉店後

(ア) 外部との交通は、状況に応じ複数の職員が立会い、のぞき窓、ドアスコープ、インターホン、防犯カメラ等により、相手方及び外周の状況を確認した上で行う。

(イ) 夜間等無人となる店舗は、警備業者による機械警備等を委託する。

エ 現金輸送業務

(ア) 警備業者に委託するよう努める。また、自ら輸送する場合は、専用の現金輸送車を使用し、警戒員を同乗させる。

(イ) 現金輸送車には、防犯上必要な装備を施すとともに、通信資機材を搭載し、防犯責任者等が常時指揮把握できるようにする。

(ウ) 搬出入時間、輸送経路等の現金輸送計画は、複数指定し、画一化を避ける。

(エ) 現金の受け渡しは、金融機関の建物内で行うことを原則とし、建物外で行う場合には、警戒員を増強配置する。

(3) 職員に対する防犯指導

ア 110番通報装置、警報装置、防犯カメラ等の操作要領について習熟させる。

イ 職員に対する防犯指導は、定期的に行うとともに、金融機関に対する強盗事件等が発生した場合には、その都度、職員に対して、事案の概要、防犯上の留意事項等について必要な指導を行う。

ウ 事件の発生を想定して、あらかじめ各職員の任務分担、警察への通報要領等について具体的に指導するとともに、年1回以上模擬強盗訓練を実施して、その周知徹底を図る。

エ 事件の発生に際しては、人命尊重と警察に対する迅速な通報を基本とし、各職員が任務分担にそつて的確に対応できるよう指導する。

4 現金自動預払機の防犯対策

(1) 本体

ア 本体は、工具等による破壊に一定時間耐えられる強度とする。

なお、プロテクター等により補強して同様の強度とすることも差し支えない。

イ 本体は、容易に移動できないように、床面等に固定する。

ウ 本体内にGPS装置等追跡装置を設置する。

エ 配線等には、切断されたときに異常発報する機能を設ける。

オ 暗証番号等を操作する部分が、他人から容易に見えないように工夫する。

(2) 本体上部又は周辺

ア 利用者の上半身の撮影ができるように防犯カメラを設置する。この場合において、利用者の顔面の撮影が可能ないように配慮する。

イ 緊急時に警備業者の基地局、金融機関の事務センター、サービスセンター等に直接異常を知らせることができる緊急通報装置(非常ボタン)を設置する。

ウ 非常ボタンを押すと警鳴し、犯人を威嚇するとともに、周囲に異常を知らせる赤色灯と連動する非常ベルを設置する。

(3) 扉

ア 本体の強度と同等以上とし、ピッキング、こじ破り等の不正な手段による開扉を防止するための対策を施す。

イ 破壊による衝撃や焼き切りによる熱等を感知し、管理センター等に発報する機能を施す。また、非常ベルと連動して周囲に異常を知らせる装置を設置する。

(4) ブース

ア ブースを新たに設置する場合は、躯体を鉄骨等により強化し、容易に破壊されないものとするほか、既設のブースにあつては、鉄骨等により補強する。

イ ブース及びその周辺を外部から撮影する防犯カメラを設置する。

ウ ブースへの車両の接近を制御する車止め等を設置する。

(5) 現金補填箇所

ア 現金補填は、現金カセット自体を入れ替える方式など補填作業中に直接現金が人目に触れない方式とする。

イ 現金カセットを入れ替える際には、開錠操作が必要な構造とする。

ウ 現金カセットを通常の操作方法以外の方法で引き出した場合には、それを感知して発報する装置を設置し、非常ベルと連動させる。

エ 現金補填作業は、専門の警備業者に委託する。

5 その他

(1) 近隣居住者等との間に良好な関係を醸成し、不審者についての連絡、異常発生時の通報等に関する協力を依頼する。

(2) 現金自動預払機の設置者は、設置場所の管理者等と緊密な連携を図り、防犯設備の充実や設置場所の管理者等による監視の実施など、防犯対策を強化する。また、管理者等は、防犯設備に関する定期的な保守点検を実施する。

第3 深夜商業施設における犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法

1 店舗の構造

(1) 店舗内外の見通しの確保

- ア 店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。
- イ 出入口ドア、窓ガラスには、シール、ポスター等を貼付せず、店舗外からの見通しを確保する。
- ウ 駐車場等店舗周辺の照明設備を充実する。

(2) カウンターの位置等

- ア カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に設ける。
- イ レジは、カウンター越しに中が見えないよう、また、手が届かないように配置する。

2 防犯設備

- (1) 出入口に来客感应装置を設置する。
- (2) 防犯ベル等を設置する。
- (3) 通報装置と連動して点滅する等の構造の赤色灯等を店舗外に設置する。
- (4) 防犯カメラを死角部分がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けて設置する。
- (5) 防犯ミラーを設置する。
- (6) 警備業者等への通報装置を設置する。
- (7) カウンターに脇扉を設けるとともに、施錠を確実に行う。
- (8) 事務室、倉庫等の客の立入禁止場所は確実に施錠する。
- (9) カラーボール等の防犯機材を備え付け、直ちに使用可能な状態にしておく。

3 管理方法

(1) 防犯体制等

ア 防犯責任者の指定等

- (ア) 本部・支部（又は本社・支社等）は、系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定し、各店舗に対して定期的（概ね月1回以上）に防犯指導を実施する。
- (イ) 各店舗ごとに、防犯責任者として店長等を指定する。
防犯責任者は、防犯設備の点検整備、従業員に対する防犯指導、防犯訓練の実施、防犯マニュアルの策定・指導、警察や地域の防犯関係機関・団体等との連携及び防犯情報の交換などを行う。

イ 警戒要領等

- (ア) 複数人による勤務体制とする。
- (イ) 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配慮する。
- (ウ) 来客に対しては、必ず顔を見て声かけを励行する。また、ヘルメット等を装着したまま入店する客に対しては、これを脱ぐように依頼する。
- (エ) 巡回等を警備業者に委託する。

ウ 従業員に対する指導

- (ア) 防犯設備等の操作要領について習熟させ、特に採用時の指導を徹底する。
- (イ) 従業員に対する定期的かつ反復した防犯指導を行う。
- (ウ) 従業員の任務分担、警察への通報要領等について具体的に指導するとともに、年1回以上防犯訓練を実施する。
- (エ) 事件発生の際は、人命尊重と警察に対する迅速な通報を基本とし、事態を的確に判断して冷静沈着に対応するよう指導する。

(2) 現金管理

- ア 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とし、高額紙幣は必ず保管する。
- イ 金庫の鍵は、店舗外で保管する。
- ウ レジ内の現金は僅少とし、使用するレジの数をできる限り少なくする。また、使用しないレジについては施錠を確実にし、現金を抜き取っておく。
- エ 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
- オ 現金の搬送は複数人で行う。

4 その他

- (1) 店舗の近隣居住者との良好な関係を醸成し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼しておく。
- (2) 店舗に現金自動預払機を設置する際は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど、設置管理者との連携を図る。

第4 その他留意すべき事項

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講じる。